[日本側質問]

質問 1. 韓国の電子帳簿保存方法について

執筆者:税務士 徐 智勲(ソ・ジフン)

1. 電子帳簿保存制度の概要(告示制定の背景)

o制度創設の背景:近年、経済・社会の各分野において、高度な情報化・ペーパーレス(文書の電子化)が、急速に発展している中、

- -会計処理の分野では、会計帳簿や補足書類の作成にコンピュータを使用する企業が日々増加している。
- o 政府の対応: 政府は、こうした企業会計帳簿の電子化の流れを受けて、
- -納税者が帳簿および補足書類の全部または一部を、電子化されたシステムを使用して作成された場合でも、帳簿として認める制度が1995年から導入された。
- -企業会計の利便性と慣行を尊重し、従来の帳簿や取引証憑等を手作業で作成した文書として保存しなければならない負担を軽減する。
- oしかし、電子記録の可視性・信頼性・完全性と企業会計の透明性を確保するために、1998 年末に国税基本法令が改正された。
- コンピュータで作成された帳簿および補足書類の電子記録は、国税庁長が定める方法により作成し、保存された電子元帳として、認定を受けることができる。
- したがって、電子記録の保存方法と管理システムに等に関する標準化及び基本ガイドラインの性質上、この告示は1999年5月8日に制定され施行された。

※米国(IRS)や日本等の外国の事例や民間専門家の意見等も踏まえ、韓国の現実に即した規定が整備されている。

 $[\]label{eq:cate-smb} $i $$ https://www.samili.com/tax/JaryosilOrganView.asp?div_cate=smb&v_seqno=10153&page=318&v_part=2&searchword=$

2. 電磁的記録等の保存方法等に関する告示内容

(1) 電算システムの開発・運営に関する文書保存

- システムの基本構造とプログラムの原本及びフローチャート(流れ)を保存。
- 一保存するファイルリストと構造、勘定科目明細書、システム統制事項等を保存。

(2) データの電算処理過程の記録保存

- -電磁記録へ、修正・追加・削除等行う場合には、その事実及び内容を確認できるよう、データのコンピュータ処理過程の記録を漏れなく保存することにより、情報の正確性及び信頼性を確保。
- ーデータ処理システムが変更された場合、変更事項と変更前後の電磁記録を変更日順に保存。
- ー財貨やサービスをEDI(電子データ交換: Electronic Data Interchange)・インターネット等による電子取引では、主要契約書等の補足書類とともに取引明細・数量・単価等の取引内容に関する具体的な情報を含む電磁記録を保存。

(3) 電磁記録の保存要領

- 電磁記録は、画面表示器(モニター)等で読み取りでき、出力可能でなければならない。
- -課税標準や税額を正確に算定できるように帳簿や証憑で代用でき、条件を設定して検索できる形で保存。
- 納税者が、税務目的用で保存する、電磁記録は、事業年度別にコンピュータ媒体に複写 (バックアップ) し、安全な場所に置き、定期的に保存状況を確認をしなければならない。
- ※保存用コンピュータ媒体へのデータの種類・事業年度・保存期間・担当者・警告事項等を明記したラベルを貼付。
- -保存中の電磁記録の一部が滅失・毀損した場合は、所轄税務署に直ぐに申告し、遅滞なく 当該ファイルを復元または再作成。
- *復元・再作成不可能な場合、納税者に立証責任がある。

(4)電磁記録の保存期間

- 当該国税の法定申告期限経過後、5年以上保存し、原則的に、商法第33条(事業にかかる資料の保存)及び国税基本法第26条2(賦課除籍期間)の規定を勘案し、重要書類は、10年以上保存する。

3. 韓国税務士の電子帳簿の種類

o代表的な会計・税務ソフトである「セムサラン」、「ドジョン」というプログラムにおいて、一般伝票や仕入売上伝票等の入力により電子帳簿の作成が可能であり、入力された帳簿は、各プログラムのバックアップシステムに安全に保管できる。

o バックアップシステム

(1) ドジョン

データ安心保管サービス

企業の情報資産を保護するためのバックアップサービスであり、企業の重要なデータは暗号 化されて安全に保管される。

最先端の保安施設ドジョンクラウドセンターによって管理される。

(2) セムサラン

バックアップ管理、緊急バックアップ、リカバリー管理、リカバリー履歴管理、統計 クラウドサーバに保存されているため、データ流失の憂慮が少なくなる。